

福生市における「社会福祉法人地域協議会」について

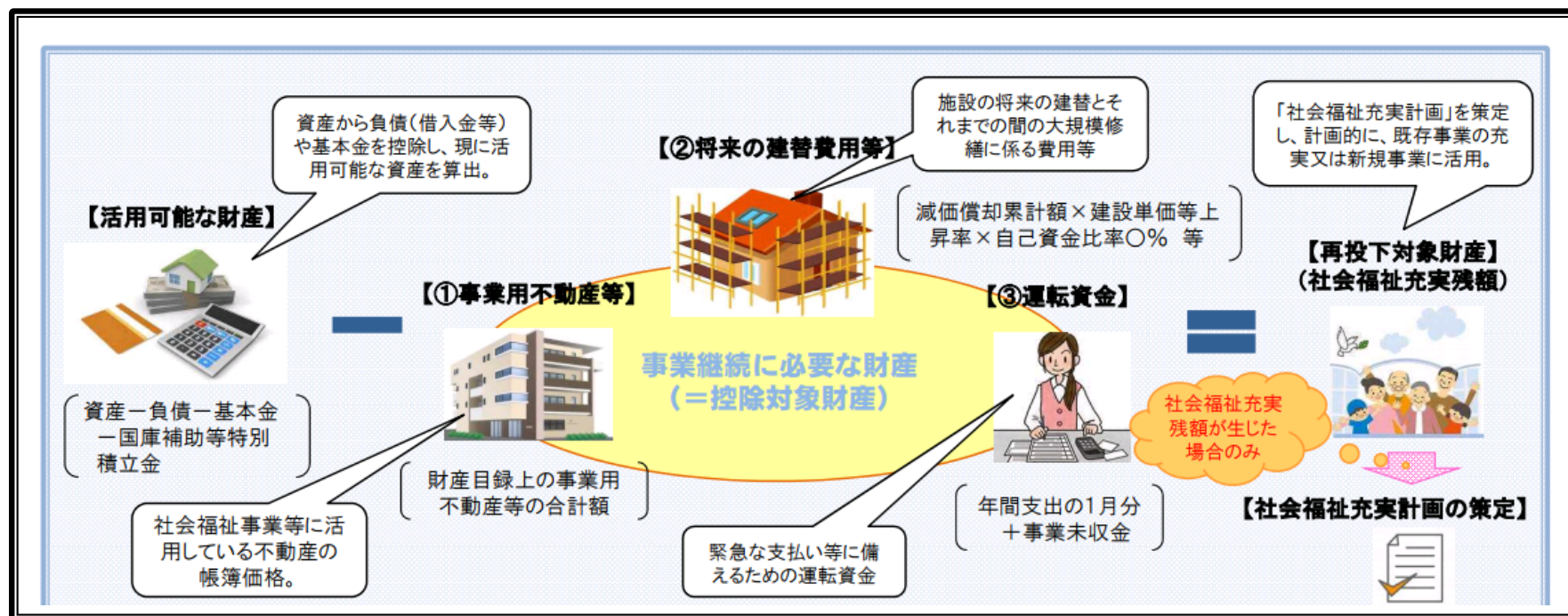
社会福祉法人制度の改革

昨今、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させている状況を踏まえ、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下による地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しが行なわれ、改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日（一部規定平成 28 年 4 月 1 日）に施行されました。

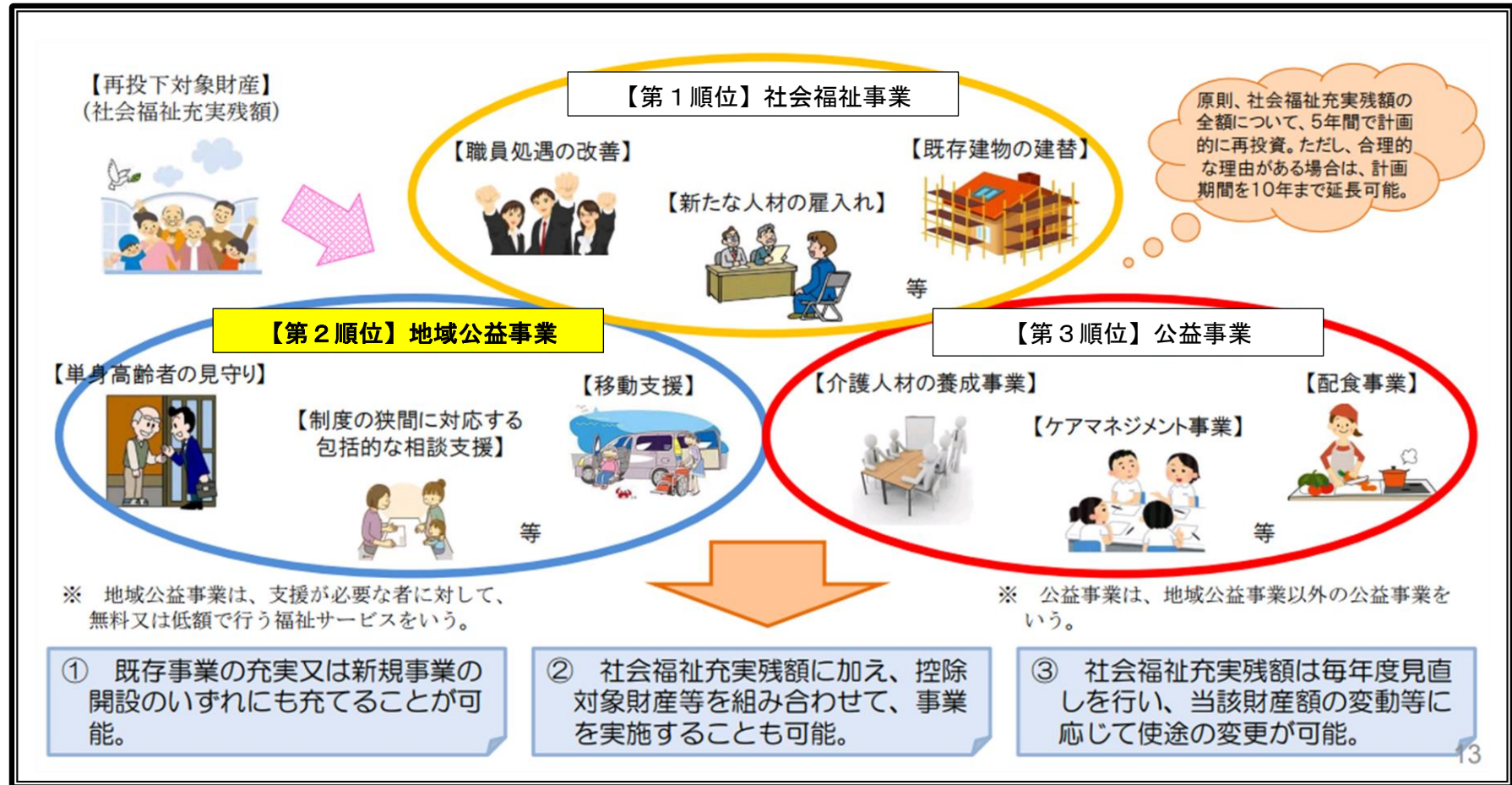
社会福祉充実残額・計画

制度改革の柱の一つである「財務規律の強化」の観点から、社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（「社会福祉充実残額」）を明確化すること、再投下可能な財産が生じる場合には、法人が「社会福祉充実計画」を策定し、計画に基づき次の優先順位で事業を実施することとされました。

◎社会福祉充実残額算定のイメージ



◎社会福祉充実計画策定に関わる各事業のイメージ



地域協議会

「社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域内の住民その他の関係者に意見を聴かななければならない。（法第 55 条の 2 第 6 項）」の規定により、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置することとされました。

◎福生市における対応について

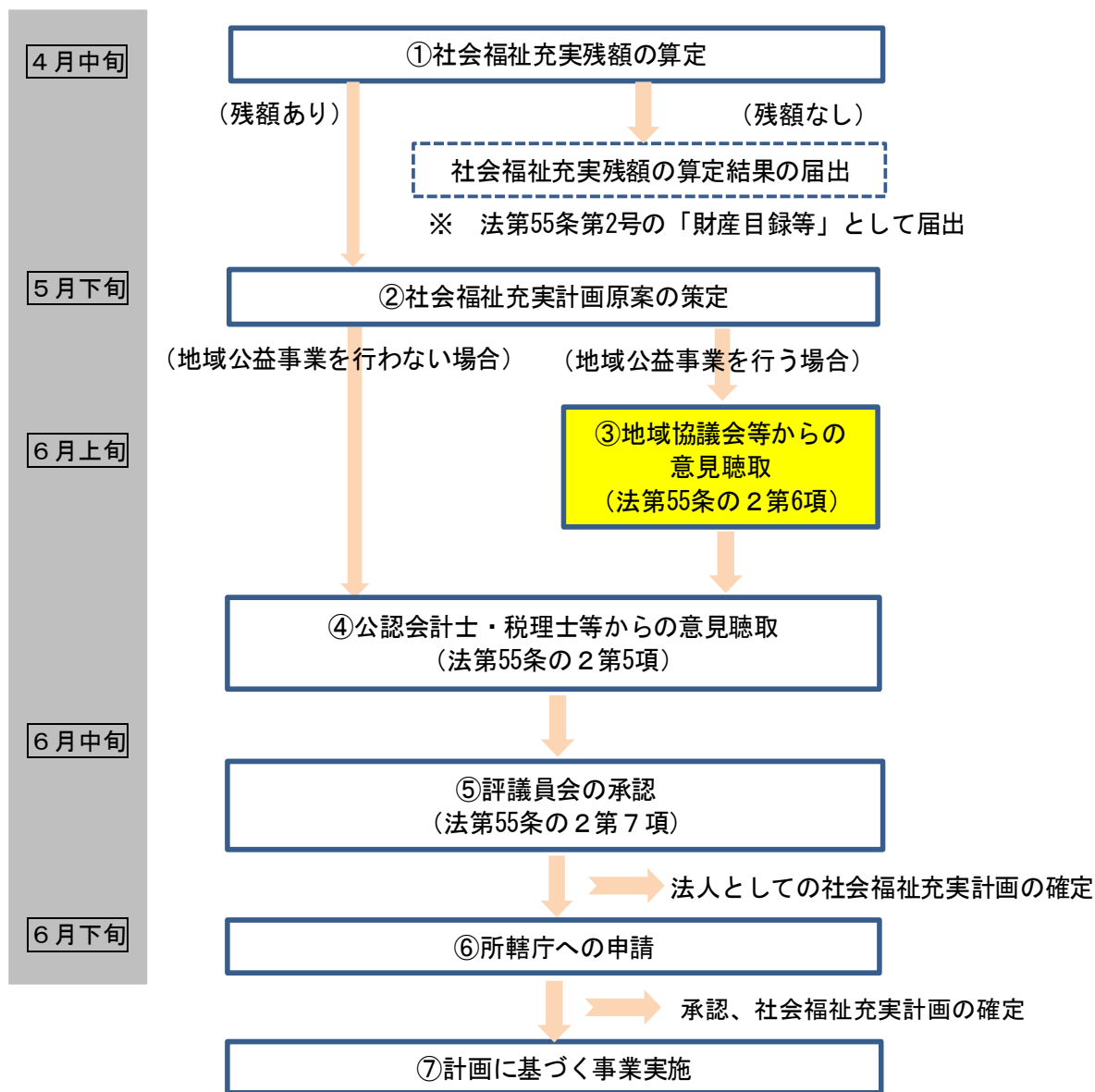
地域協議会の体制整備に係る責任は、所轄庁が有するものとされ、その運営主体は所轄庁が地域の実情に応じて決定すること、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用すること（行政や社会福祉協議会が所管する会議体など）が、国からの通知で示されました。このため、本市においては、平成 30 年 4 月 1 日付で「福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱」を制定し、福生市地域福祉推進委員会（委員）をもって充てる旨規定しました。

なお、現在、福生市が所轄庁になる社会福祉法人は 5 法人あり、地域協議会は次の流れにより、必要な場合に開催することになります。

構成員（例）

- ◎学識有識者
- ◎保健医療福祉サービス事業者
- ◎民生委員・児童委員
- ◎自治会等地域住民の代表者
- ◎ボランティア団体
- ◎社会福祉協議会
- ◎福祉行政職員

◎社会福祉充実計画策定にかかわる地域協議会の位置づけ



福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第8項の規定に基づき、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人（以下「法人」という。）が関係者からの意見聴取を円滑に行えるよう、福生市社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法人が社会福祉充実計画に記載する地域公益事業の内容及び事業区域における需要について協議し、法人に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、福生市地域福祉推進委員会委員をもって充てることとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼の額は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。